

K264  
Y62

矢嶋太八著  
富岡  
名物摘要

草

籠

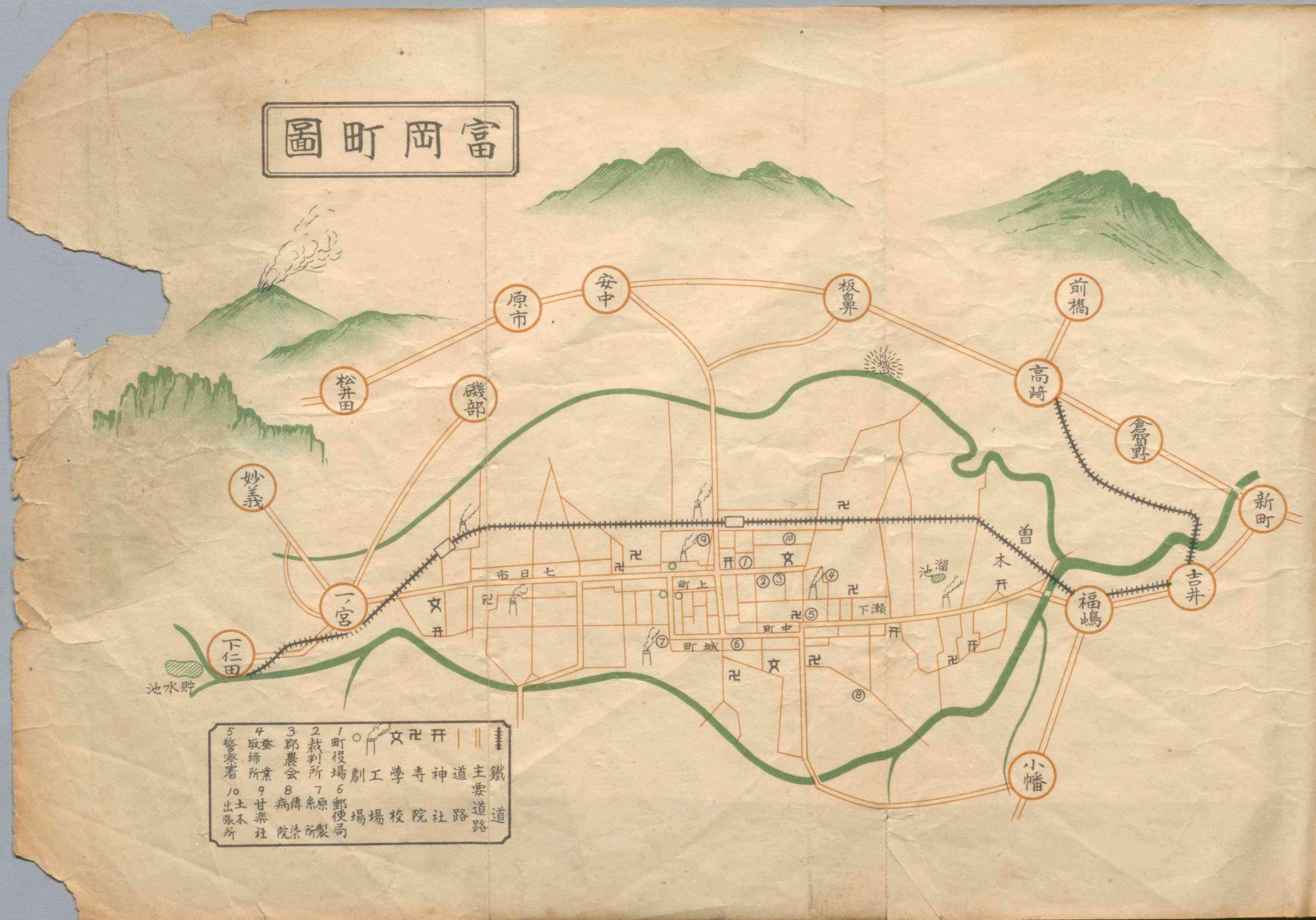
藏版

# 富岡町圖



- |        |        |        |        |           |   |   |   |     |
|--------|--------|--------|--------|-----------|---|---|---|-----|
| 主要道路   | 神社     | 寺      | 學      | 工         | 劇 | 場 | 原 | 郵便局 |
| 道      | 社      | 院      | 校      | 院         | 院 | 場 | 系 | 路   |
| 1. 町役場 | 2. 裁判所 | 3. 郡農業 | 4. 取締所 | 5. 警察署    |   |   |   |     |
| 6. 郵便局 | 7. 原糸製 | 8. 病院  | 9. 甘樂社 | 10. 土木出張所 |   |   |   |     |

# 富岡町圖



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20

## はしがき

古稀の老爺暖かき春の日に遠き山路に柴刈りもならで、近き鎬の川べりに杖を曳き、土筆を摘みて、砂文字習ふ、童心に立ち歸り、我宗家なる矢嶋周平翁の秘藏せる古記録や、其他町勢に關する重要文書を、眼鏡曇らし、読み探し集め、これを俎上に、唐土の鳥の渡らぬさきに、打ち叩く、打ち敲く、名物富岡七種。(富岡發展史)

一、鈴が鳴る 二、鐘が響く 三、市が榮える 四、絲車がめぐる

五、蔓が聳える 六、舞臺が廻る 七、水の花が咲く

◎ 時は紀元の佳節であつた。今より三十三年前の卒業生諏訪忠太郎氏現住東京市向島區寺島町一丁目四十六番地合名會社東京ギヤ製作所より突然招待を受けた。其信書によると、此の程富岡に於て、亡母の

葬儀を營み、親戚知已より寄せられたる香奠を、恩師を介し、母校の改築費に寄附したし。就ては正午時までに源日本店に御来車をと、自動車にて迎へられ、感激して赴きしに、その場に落ち合ひし、同僚伊澤幾太郎君も、同文の招待であつたので、共に報謝の殊遇に預り、懷舊談に花が咲いて、愚老等の健康を喜ばれるので、嬉しさの餘り、今なほ餘生に喘ぎつゝも、此の起稿を企て居れりと告げしに、即時その出版費として、貳百金を喜捨すると言ふので、老爺もしばし面喰つたが、居合せたる同僚伊澤君にも、該資料調査の援助を乞ひ、また師弟關係ある土屋秀之助、小竹茂兩氏も、之が上梓に至るまで、何かと手を引くことを快諾され、まことに夢のやうな話だが、先づ以て放送の第一聲とする。

昭和十一年二月

東都池尻の蜗寓にて

湍齋識す

富岡  
名物  
摘草籠

一、鈴が鳴る

和銅紀元一三六八の昔、甘良平野の要地にて、永く時めく郷名に、湍下宗岐がある。甘樂、甘羅、また甘樂、世の變遷に引きずられ、今に残れる町村名、文字こそ變れ、訓讀におのづと響く瀬下曾木。昔なつかし氏神は、當時上野十四郡五百四十九社中、甘樂郡には三十四座、從一位宗岐明神、從五位小舟明神、從五位於神明神の三座は、古くより我富岡の鎮めにて、宗岐の社現今の曾木神社、祭神大國主命の靈泉は、流れも清く、放養の鰐は、片目になると聞く、千古も涸れぬ舊社である。

元暦(紀元一八四四)の頃、黒河城主濫谷高重父子の權勢盛なりし時代、ご

の富岡の縦貫道路は、現今の曾木神社前より、上信電車軌道に沿うて、字小舟(小舟社址)より七日市北新田を通過したもので、それが徳川時代の初期に至り、水野氏や前田家が七日市に陣屋を拜領したので、自然城下の通りは南方に移り、今日の市街を形成したもので、もとく小舟神社(祭神經津主命)は、貫前神社の祓戸の關係があるので、人馬の通行を考慮し、寛永十五年(紀元二二九八)戊寅四月古く鎮座せる雷電神社境内に遷座し、慶安二年(社領二十石)の朱印を賜はり、元祿十一戊寅歳四月將軍家の御普請として御造營せられたもので、その頃四代將軍の御生母より、日頃御信仰の恵心僧都作の十一面觀世音は、金色燦然たる美麗の御厨子に藏められ、本地佛として當神社に御寄進あらせられ、爾來境内に安置せられてあつたが、天保十二年正月八日、前代未聞の大火災にて、觀世音の御堂は鳥有に歸せしが、御尊像は恙なきを得たので、神佛分離の際別當福壽坊之を預り保管し

居たりしを、明治十五年春町民の懇請に依り、宗光院境内に新に堂宇を建立し安置する事となつた。

蛇宮神社(祭神高龕神)は上野國神明帳の從五位於神明神である。古老の言ひ傳ふる所には、昔鍋川に白蛇出で、沙門慈眼に告ぐるに『我を社と祀りなば永く諸人を護らむ』と、慈眼その奇夢に驚き、人々に謀りて、新に社殿を造營せられたのが、明應二年(紀元二一五三)秋九月であつた。徳川時代前田侯のこの地に陣屋を構へてより、代々奉幣修理も行はれ、社前の小石は鼠害の魔除なりとて猫石と呼び、また球形の大石も由緒あるものである。

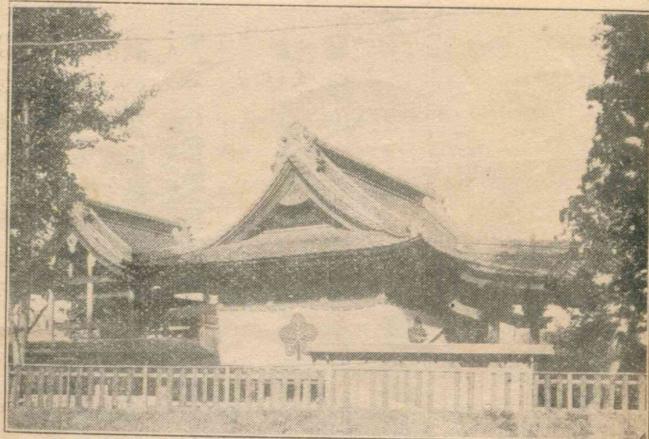
神明宮(祭神大日靈女神)は古き由緒は詳かでないが、明治二年九月竣工せる社殿は、宏壯なる神明造にて、明治維新神佛混淆打破の折柄とて、氏子一同の粒々辛苦は驚くばかりであつた。明治四年五月この

神殿に齋るべく伊勢兩宮司政所主典橋朝臣秀要氏より授與せられたる御靈代に關する御由緒は記すも畏き極みである。

夫玉は圓にして清く潔き物なれば大神等の殊にめでたきものにせさせ給ひて神代の昔諸の神等までみな玉を以て身のかざりにせさせ給ひけるは諸の心も圓に清く潔くあれとの事なるべし神代に手玉あし玉首玉とて身に附けん玉を賞しける事は神典に記されて明らか也故に皇太神の正殿の高欄にも御居玉とて青黄赤白黒の五色の玉を置かれ黃がねの玉白かねの玉は黃と白とに配當て赤青黒の三色を添て五色とすこの黄金の玉は其一なり抑太神宮は廿一年目に造替あらせ給ひて古宮は其儘に後の式年までたて置れ四十年目に取をさめられ其御跡へ新殿を造營あらせ給ふ事となむ有ける予が家は大宮司政所職にて兩宮に仕へまつる事故上にいふ御居玉一つ拜戴して秘藏しけるを上野國甘樂郡曾木村の人民等の神を敬ふ事篤くて信心の他に越たる清く潔きこゝろのいとく愛度思はれければ永く村のしづめにせよとこたみ授けあたへて齋らしむるになむあなかしこ

明治の四年といふ辛巳の五月

兩宮司政所主典 橋朝臣秀要花押



謫訪 諏

天正十八年紀元二二五〇三月當郡宮崎城は上杉前田の兩軍に伐ち落され城下の住民も次第に水草を追ふの窮境に陥り慶長の頃幕府麾下の士中野七藏の計畫にて七日市藩の城下と瀬下宿の中間に大量移住を企て、こゝに現今の富岡である。そこで氏神の謫訪神社(祭神健安二年紀元二三〇九徳川三代將軍家光御名方命)も此地に遷座する事となり、慶安二年紀元二三〇九徳川三代將軍家光より、永代社領十石の寄進があつた。明治四年之を上地し、同七年十一月多數氏子

の醸金により、田二段一畝二十歩、畠一町二段二十五歩を拂ひ下げ、再び社有に獻納し、明治廿二年の春隣接せる附屬地を神苑とし、櫻樹を植え、風致を高め、更に社殿改築の基金を積立て、昭和九年秋功を竣つた。その構造の莊嚴さは、當町民の尤も誇りとするに足るものである。

### 一一、鐘が響く

徳川時代には、百八の鐘を聞いて、眼を醒さぬものはなかつた之は和尚、さんの法力もさることながら、幕府のお目玉が滅法恐いので十字架の踏繪など、その係である。當時名主の調製したる人別宗門五人組改帳は、一家一族の保證として、如何に貴いものであつたか、後日の参考に、瀬下町の一部、覧領名主所管の分を卷尾に轉載した。天地人即神佛人と申してもよいほど、不可分の關係ある神社佛閣が、住民と共に移動するは怪むに足らないが、諏訪神社を始め、龍光寺、本城寺、満願寺、延命院と雪崩のやうに押しよせた。之が則ち富岡發展史の前編を築き上げたものである。

宮崎山龍光寺は、淨土宗京都智恩院末で、本尊は阿彌陀如來である。創立は長祿(紀元一一七)年間で、宮崎城主奥平貞俊の建立である。慶長十

五年(紀元二二七〇)宮崎より此の地に移し、開山は寂譽道樂和尚である。(有)名の呑龍上人は少年時代此の寺に學びし事あり(慶安二年八月寺領二十石を將軍家光より寄附せらる。現時の堂宇は明治二十三年の再建である。堂裏に黛柳軒先生の墓がある。洪鐘あり重さ八拾貫無銘なれども銀杏の老樹と百萬塔と並び稱すべきものである。境内に呑龍堂あり、毎月八日を縁日とし子育ての禮拜がある。

朗惺山本城寺は日蓮本山池上本門寺で、本尊は一塔兩尊である。慶長三年(紀元二二五八)石井長勝の後裔守清宮崎に此寺を建て、鎌倉の長勝寺より日皆上人を招き開山とした。寛永二年(紀元二二八五)この地に移し、現時の堂宇は安政元年の再建で、境内に鬼子母神と熊王天の二堂がある。洪鐘あり(享保十三年九月鑄造の銘)がある。(拙著甘樂郷土の花影碑文鐘銘篇富岡町(三二 参照))

大虎山栖雲寺は齊家宗京都妙心寺末で、本尊は釋迦如來である。寛永四年(紀元二二八七)の創立で、開山は長翁和尚である。正慶二年三月刻の無量壽佛は文化元年藥師堂修繕の際、土中より發見したので枕かへしの鎗と金銅五寸の聖觀世音像は、領主寛氏が納めたものである。(聖觀世音は、唐の皇帝より藤皇后に贈りし物と言ひ傳ふ)虎御前の建てし供養碑あり、之が山號となつた。

洪鐘あり重さ八十貫(天明二壬寅年臘月鑄造の銘)がある。(拙著甘樂郷土の花影碑文鐘銘篇富岡町(一五 参照))この鐘の銘は皆人の知る所である。中法山海源寺は洞家宗小幡寶積寺末で、本尊は釋迦如來である。當寺は慶長年間(紀元二二五六七四)寶積寺十二世芳永歴香大和尚が開山で開基は代官中野七藏、海保庄兵衛で、それがため中法山海源寺と命名されたとの事である。境内に一万田如水、佐藤墨渓、熊住高常の墓あり、また延寶三年八

月廿九日借埋葬となつた黒岩村野口助之亟父子の墓はその後長學寺に改葬された。(拙著甘樂史觀郷土の花影)郷土文藝篇

### 延寶鑄の湍音補正



海小幡山宗光院壽福寺は天台宗一ノ宮光明院末寺で本尊は正觀世音である。天源正十八年國峯城主小幡氏亡びその一子寺舊臣等に養護せられしが文祿二年十一月十八日病歿し法號を宗光童子といひ善明院といふ小庵の傍に葬つたが寛永年間(紀元二二八四)此の寺が建立せられ開山は豪俊といへる僧であつた。この寺のは豪俊といへる僧であつた。この寺のは豪俊といへる僧であつた。この寺のは豪俊といへる僧であつた。

共同墓地に明治四十一年十月文部省より選奨せられたる富岡小學校長、安藤嘉市先生の墓碑がある。

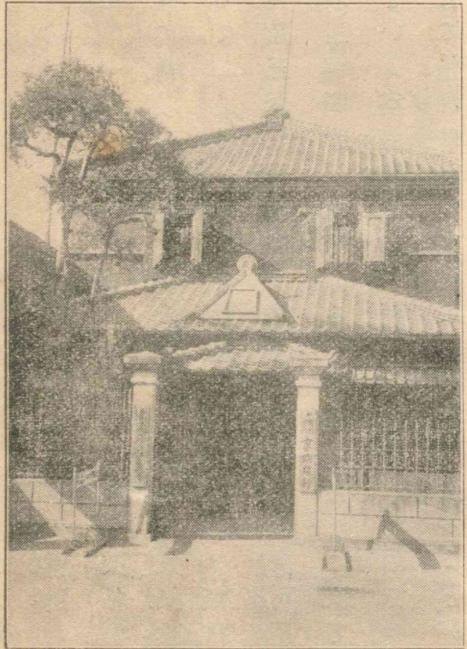
道法山永心寺は淨土宗京都智恩院末寺で本尊は阿彌陀如來である。慶安元年(紀元二三〇八)七日市藩祖利孝朝臣生母追福供養として開基せられ開山は淨蓮社清譽上人學翁和尚である。御生母山本氏名は幸和(加州石浦城主山本若狭守の女)法名明運院殿照譽永心大禪定尼の墓あり。その外裏蘭塔には有名の銀雞先生の墓あり、やうやくに三都をめぐり上野のもとのふる巣へ歸る雞と記されてある。

洪鐘あり明治十年前後満十ヶ年間時報に使用せられた。是ぞ鐘が響く。一里四方に。蛇宮山金剛院慈眼寺は天台宗一ノ宮光明院末寺で本尊は阿彌陀如來である。明應元年(紀元二一五二)九月の創建にて開山は慈眼法師で蛇宮神

社の別當である。七日市藩主歴代之を崇め、田畑五段歩を寄せられ、同藩士の多くは此寺を墓地とし、彼の有名なる「シーボルト」事件にて、七日市藩に御預けとなりし和蘭通辯稻部市五郎種昌の墓もある。

### 三、市が榮える

神社佛閣の由緒を繙けば、大體その地方の盛衰が覗ける。昔から草分、



行銀岡富  
安藤、奥平。  
上町に飯塚。  
井新井等の氏族が舉げられて居るやうである。  
神社佛閣の由緒を繙けば、大體その地方の盛衰が覗ける。昔から草分、芝起しなどと言ひ傳へられて居る舊家が、各部落とも必ず一つ、二つはあるものである。我富岡町にも、宗岐に内田久保。仲町に柳澤。湍下に

武天皇以來、世態の變遷は加速的であつたが、此の二十世紀ほど超特的のものはない。そして明治維新ほど迅雷的のこととはまたとあらうか。富岡町一部の記録によつて、住民一般の榮枯盛衰をトするのでは無いが、卷尾に轉載せる今より八拾五年前の五人組改帳を見れば、思ひ半ばに過ぐるであらう。なほまた慶應二年九月の人別書上帳を見よ。戸數三百五戸、人口千八百二十二人の内可用立者夫役傳馬に勤めらるゝもの三百四十三人である。此等の人々に依て富岡といふ御輿が明治維新といふ空前絶後の大荒波を渡御したのである。當時物情騒然、人心惝恍たる情況は、左の文書により窺ひ知ることが出来る。

◎村高家數人別上書帳

慶應二寅九月

地除外高		石反	石別	高	村高	分額
荒地其外						
問屋						
砥屋敷						
宗光院						
		五四五、七七三	六九七、五〇六	五五五、七七三	竹田領瀬下町	寛領瀬下町
		三三一、三二八	一、三一〇	四五〇、石	恒岡領瀬下町	仲上町町
		二、一八〇	一、〇二〇	九〇一、三二一	上町問屋	仲町町
				一、〇二〇	栖雲寺	
					問屋	

組年名	間頭寄主	屋	竹田領瀬下町	寛領瀬下町	恒岡領瀬下町	仲上町町
海満光	上町問屋					
源願臨	仲町問屋					
寺寺	本城寺					
五、三、	五、六、	五二〇、一、四	三〇一、六一四	三〇一、六一四	三〇一、六一四	三〇一、六一四
〇〇〇〇九	八、一、〇八	二四九、一七	一二四、反	一二四、反	一二四、反	一二四、反
	一、八二〇	一、三一八	一、三一八	一、三一八	一、三一八	一、三一八

馬女可盲醫出病奉公五十歲役	村丙入戶	竹田領瀬下町	寛領瀬下町	恒岡領瀬下町	仲上町町
家用立	戶口	竹田領瀬下町	寛領瀬下町	恒岡領瀬下町	仲上町町
予者入師伏者	領分	竹田領瀬下町	寛領瀬下町	恒岡領瀬下町	仲上町町
子者入師伏者	竹田領瀬下町	寛領瀬下町	恒岡領瀬下町	恒岡領仲上町町	

◎前田領石高人別表

馬出家道心	人戸数	石高	種別	領分
女男	八八三〇〇〇	八八三〇〇〇	前田領七日市	前田領曾木
二三一七	二七三五五六四	六〇五、石		
女男	二二一、勾三六	二二一、勾三六		
九〇〇	六二六〇八	六二六〇八		

組年名	間頭寄主	屋	竹田領瀬下町	寛領瀬下町	恒岡領上町
太守登與	上町問屋				
三太之四郎助郎	仲町問屋				
茂吉周權	本城寺				
五之八郎平坂	五、三、	三〇一、六一四	三〇一、六一四	三〇一、六一四	三〇一、六一四
文市治	六、	三〇一、六一四	三〇一、六一四	三〇一、六一四	三〇一、六一四
太兵藏郎	八、一、〇八	二四九、一七	一二四、反	一二四、反	一二四、反
彦清與左衛門	九、	一、三一八	一、三一八	一、三一八	一、三一八
兵衛門次	九、				

◎差上申御請一札之事

慶應四年四月

此度百姓共黨を結び有福之者へ押入強談に及放火亂妨加之惡徒共暴行良民大患に付今般御下向之御總督様より御勅命之御儀も爲在候に付私共村々之儀當御屋敷様にて御鎮撫御取締萬端被成下趣被仰渡一同難有承知奉畏候爾來惡徒立廻候はゞ勿論町方無賴之遊民虛談浮說唱ひ人衆騒立亦は博奕に携り風俗不宜もの有之候はゞ早速御訴可申候御領分同様に御所置被成下候様奉願上候依之一同連印を以御請書奉差上候處相違無御座候以上。

前書御請書七日市御役所様奉差上候旨申渡し有之小前末々に至迄一同承知奉畏候依之連印差出し申候以上。

◎七日市御役所様より御達書

慶應四年閏四月

當春中質物之儀借り受候に夏毛取入にも相成候はゞ品もの元方より操戻し可申候且又證文金強談におよび或は金子借り受族も有之趣以之外不届に付右金子は無相違返済可申若亦心得違之者有之候はゞ取糺之上急度罪科可申付候右之趣小前末

々迄不洩様村役人共より可申聞候以上。

前書之通御達書小前末々迄申渡し有之一同承知奉畏候依之連印差出し候以上。

富岡の市日は三、七、十の日であつたが、明治五年十一月以前太陰曆の頃は三十日の無い月があるので、三十日だけ朔とし、月に九回開市することになり、八坂神社は三ヶ町とも中央部に祀られ、提糸や生絹の賣買盛なる頃は、とてもく賑かであつた。現今では、絹市場は、二、七の六回立ち、數軒の絹宿の手を経て取引されて居る。唯魚市場、青物市場は、近時大なる發展を爲し、商況頗る活氣づいて居り、其他各商店とも時々大賣出をなす等景氣の向上に馬力をかけて居る。

富岡町國勢調査概況

年 度	世 帶 數	人 口	男	女
大正九年	二、二三九	一一、〇七四	四、九五五	五、五一七
大正十四年	二、四六一	一二、〇九三	五、六六九	六、五七六
昭和五年	二、五四三	一二、四八七	五、八一八	六、八一八
昭和十年	二、六三七	一一、一〇二	七、〇二一	四、二一〇
			男	六十歳以上
			女	三八二

富岡町各種市場概況

一八

名稱	創立年	資本金	年額取引高	備考
絹魚市場	明治四十年	五萬乃至拾五萬四	四萬圓乃至八萬圓	太物同業組合の認可を得て生絹大正十二年より株式組織となり仲買人を以て取引を行ふ。
青物市場	大正九年	昭和六年六月	一萬五千圓	社長堀口良太郎氏にて千本槍を以て取引を行ふ。

富岡町金融機關概況

名稱	創立年	資本金	年額取引高	備考
富岡銀行	明治廿六年二月	壹百萬圓	昭和四年廿葉銀行を上州銀行と併合し、上州銀行を	
富岡支店	昭和九年十一月	五百八拾萬圓	昭和九年十一月大同銀行と併合す。	

富岡町倉庫株式會社貨物出入表（自昭和十年一月一日至昭和十年十二月三十一日）

品名	摘要	預り	高渡シ	現在高	備考
本蘭	正本袋 保管金 額數	一二三一 八、二四〇三 一、三六四	一一四〇、 七一六四五	八七、四〇八	株式貳萬株、積立金貳拾參萬六千五百圓
中蘭	本保管金 額數	一二一、 三六六四	五五、六〇六四	六、一〇六六	明治三十二年の創立、資本拾五萬圓、參千株。
玉蘭	本保管金 額數	一二二、 三八二一	二五、七六八五	六、五〇〇六	
雜蘭	本保管金 額數	一二二、 五三九	七七、三九八	一	

富岡町市況一覽表（昭和十一年二月現在）

種別	組會社	經營人	種別	組會社	經營人	種別	組會社	經營人
度量衡	古物商	履肥米海酒飲青荒糸織物穀物	物販	食物子蘭	物販	物販	魚市場	絹市場
電氣器具	書籍	古物商	物販	食物子蘭	物販	物販	青物市場	青物市場
商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三四六六六六	三〇二八二八	三〇二八二八	三〇二八二八	三〇二八二八	三〇二八二八	三〇二八二八	三〇二八二八	三〇二八二八
種類	玩植乾仕薪洋化小紙	自太吳葉家	物種	木物立炭服品物類	轉物服茶具	物種	木物立炭服品物類	轉物服茶具
商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店
二	二	二	二	二	二	二	二	二
三五四五五三五	一七三三〇	一九二〇六	一九二〇九	一七三三〇	一九二〇六	一九二〇九	一七三三〇	一九二〇六
其烟毛ラ	石農材佛鳥文硝陶貴時藥	其烟毛ラ	石農材佛鳥文硝陶貴時藥	其烟毛ラ	石農材佛鳥文硝陶貴時藥	其烟毛ラ	石農材佛鳥文硝陶貴時藥	其烟毛ラ
草糸ヂオ	材具木具肉具器屬計	材具木具肉具器屬計	材具木具肉具器屬計	材具木具肉具器屬計	材具木具肉具器屬計	材具木具肉具器屬計	材具木具肉具器屬計	材具木具肉具器屬計
他店	商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店	商店
賣專賣所	一	二	一	一	一	一	一	一
二五	三〇三七七七八六九九	一〇一三二	二五	三〇三七七七八六九九	一〇一三二	二五	三〇三七七七八六九九	一〇一三二

## 四、絲車がめぐる

皇后宮御歌

いと車とくもめくりて大御代の  
富をたすくる道ひらけつゝ

我政府招聘の佛人ブリューナ氏が官營の製糸所建設のため上武兩州を巡視し、恰當の地として此の富岡町に敷地の決定したのは明治三年閏十月十三日である。翌四年三月十三日普請が始まり、五年十月四日には開業の汽笛が鳴つた。この東洋唯一の洋式模範工場も、當初工女の募集には、當路の大官達も頗る困惑された事であつたが、開業僅かに八閑月、明治六年六月廿四日畏くも皇太后皇后兩陛下の臨御あらせられてより、國民の氣風俄に緊張を加へ、近縣は申すに及ばず、遠國の者まで老若男女草鞋ばかりにて、異人館見物と稱し、數年の間蹟を接すといふ大盛況であつた。

さて蠶絲業に就ては、幕府時代に於ても、斯業に對する種々の告諭を發せられたが、明治維新直後政府は、大々的に督勵せられた。之がため我富岡町には官營の富岡製糸所の外、北甘樂精絲會社(甘樂社の前身)あり、北甘樂養蠶傳習所あり、荻野千代吉氏經營の童兒社ありて、蠶糸王國の首都といふも、敢て誇張ではなかつた。(拙著甘樂產業叢談參照)

◎安永二巳年(紀元二四三三)の各村順達廻狀

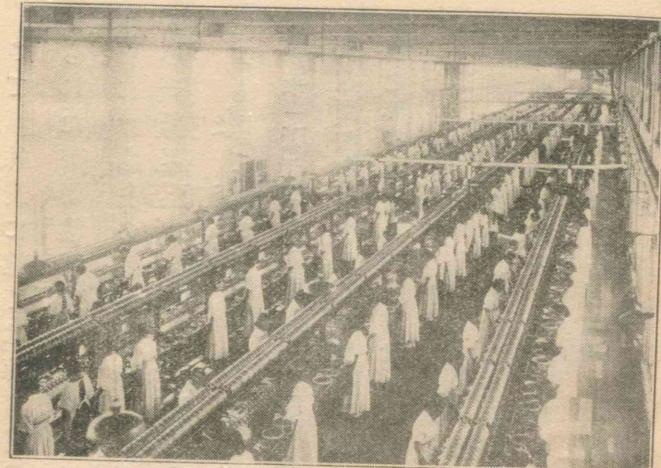
武藏國相模國、上野國、下野國、下總國、甲斐國、信濃國、

蠶種之儀奥州福島領本場村々にて仕出候を上種と唱蠶飼致候國々にても望候處近來出所不宜惡種をも福島種と唱商人共商賣致候故自然と蠶之飼違も有之難儀候趣も相聞へ候依之此度蠶種仕出候本場村々糺之上似種似銘等無之ため右村々より仕出候種へ改印申付候尤右改印鑑は銘々御代官え相渡置候間望候者は其代官え相願右印鑑請取之引合候様可致旨御料所村々に申渡私領は最寄御代官より申通候様可被致候

右之通御書付出候間寫遣之候可被其意候

以上。十月廿一日

川越前守松對馬守安彈正少弼石備後守  
◎明治三庚午二月の御布告



利益次第に多く隨て其業も盛に相成凡養蠶  
を事とする者三陸兩羽磐城岩代信上丹但其  
外之地に至る迄其術日に新らしく各地桑畠  
之善惡を檢し氣候之冷溫を計追々妙手段好  
工夫もあるべけれども所謂後世恐るべしの  
理にて未だ其至極を得たりとはいへがたか  
るべし且養蠶卵種を製すると絲を繰との兩  
様の別ありて糸を繰るは卵種を製するに及

ばすといふとも必其土地氣候及桑畠の善惡をと養育之精疎巧拙によれば固より謂  
れ有事としてしかも其利を營み國用を増すものなれば相共に其業を勉め其理を考  
へ更に至極の處に至る様に心を用ゆべき事なり蠶卵を製する家の養蠶法は先蠶卵  
の極となるを撰み蠶に化しては毛子の養ひより桑種を吟味し四度之休起の手當庭  
起の桑をすゝめひきたる後揚方の所作に至る迄其精を盡すべけれども漸繭となり  
ての後其年の模様によりまゆの中よりさなぎに黒き疵生じ其さなぎより蛆を出し  
大に其年の蠶卵出來高を減するあり是は蠶の善惡而已に不拘唯自然天然之災害に  
て實に遺憾少からず事なり素より數多き蠶の養ひにて殊に況氣候によりて化生し  
纔に五十餘日の日に數回の形を變じ再び蠶卵と成程のものなれば其年の氣候よろ  
しからざるか或は桑種悪しく養方いまだ其精を盡さざるによりて様々の病を生ず  
るも又由なしとはせざれども今此蛆の如きは未ださる仔細を窮る事を不得して唯  
自然天然の災と而已したるは實に心苦敷事ならずや世の精妙を究めしといふ養蠶  
家の説に據れば此蛆の生ずる本はその飼處の桑に有て風ぬけあしき屋敷の桑又は

眞土の桑又年古き桑を以て飼時は其蠶にはさまでさはらずして繭と成て後蛾毒を發しさなぎに疵を生じ蛆と成りしるべしいとへり經驗の事なれば決してさる理の可有なれども尙其理を推究めんには其蛆の因て生ずる所を明らかめ其後また何ものに變するといふ事を詳にせんは未だ果して其理を究其證を得たりといふべからず因て今茲に歐羅巴人の功考窮理せしといふ蛆の説を記載し遍く養場へ告さしむる間能々實事に付其理を究め當年養蠶方の試験を以發明の事あらば本續書にて申立べし彌其證を得其徵を見る事有ば其發明人には相應の褒美を被下且其ものゝ名面を以廣く其説を天下に頒布すべし近來蠶舍利と唱へ蠶成長の後に至り俄然蠶身不隨の病を起し盡く倒れ死するの奇妙なる蠶病流行するよし且世人其病の奇妙なるを疑ひ傳染病とし蠶室を易へ養の具を捨るなどの弊も有る趣なれども是亦必其由ある事にて蠶室を易るは其氣候による事なれば去る筋にも有べけれども徒に流行病として其病根を究理せざるは口惜しき事ならずや未だ外國にも其窮理なき由なれども能々其病根を探りて稍其證據を得速に布令すべけれども當年實事試み

の上其病根を究め候ものは経験として書取を以て可申立其説得たらんには上種の蠶に様々の病種あり生じて兩三日の間かねになると毛子のまゝ黒く消失せるなり又初度休み二度休み頃休す逆其期を失ひ次第に蠶の身縮等に成死するあり或はある蠶とて蠶の頭すくなり淡紅色に成て飛或は縮蠶逆漸枯瘦死するあり或は庭休後俄の暑さ東南風猛烈しく吹頃に成ふし蠶とて蠶身の節高く腐爛するあり右等は其大略なれども尙其上にも土地の異同氣候桑種養法のよしあしにて各種の病類有べけれども皆其由を審にせざるに其業を事とする者の怠にて遂に人の知識を進る事無るべし因て右等の病種中にて其説あらば書取を以申立べし都て前條の例に隨ふべし絲を繰るに近頃貳口取と言器械開けて外國交易之品及從來の織物にも用ひて稍便利なれども未だ其器械を開更に其巧をまし織糸家の利を殖したき事なり因て近々外國より其器械を求め其製造をも傳習して容易辨知候様なすべきは望あるものは早々名面を申立置べし成巧之上便覽せし其器械を購ひ得る事をもゆるすべし

右之趣國々養蠶場へ不洩様布令せしむるもの也

二六

午二月

民部省

(其の二) 養蠶は皇國至要の產業にて只其事を勤むるもののみ利潤有而已ならず  
大に國の資用を増殖するものなれば追々其術を考窮して各妙手に至るべき筈なれ  
ども其巧拙に依る豊凶有之隨て損益不少候處近來養蠶場舉て其利を競ふ依て徒に  
他之利益を羨むものは已其術を精せず分に超萬過るの蠶業を營み却て其產を失ふ  
に至之類間々有之哉之趣實に惘然之至に候畢竟其者の貪慾より生ずるの薛子なり  
といへども未だ其學術窮理之依頼標準とすべきものなき故未熟の輩只其豊凶は天  
與の禍福と而已存込遂に知覺之進歩を得ざるは今日迄の遺漏にして不可忍事に候  
尤も是迄養蠶は婦人の業に屬し自ら手に覺心に記し藝術にひとしけれども漸其事  
盛大なれば各一家の本業にも可相成殊更人のことと蠶卵を製するの輩は別に是を  
研窮し實際を試験したる自案の手記も可有之間今般遍く養蠶場に布令し各地風土  
の坊と養法の別とに不拘廣く其事を下問し要を撮と萃を抜き養蠶の方法を輯集し

是を頒布し人々無經の惑を解きて有効之勤に處するの階梯たらしむるの條各其秘  
訣蘊奥を吐露し左の條件に隨ひ手續書を以可申立事

一、養蠶室建築の模様氣候溫暖の用ひ振日除風貫の手當窓戸の設け方

一、蠶卵の手置蠶卵の撰方

一、卵の蠶に化する時其年桑の様子により遲速あらしむるの法遲速に付て取扱振白  
繭を作る蠶黃繭を作る蠶の養ひ方掃違難易

一、蠶幼稚の時養方別て行届くべきの理桑を用る度數溫度の加減蠶室の手當

一種蠶を桑の花にて飼ふ善惡及雨露にぬるゝ桑の善惡

一、獅子休より庭起迄順度日限及手當蠶裏の取捨様桑の度數溫度の分量

一、揚方手續繭に成の日限及繭搔取方

一、まゆと成て後さなぎに化するの日限及まゆの手置

一、さなぎに成てより蛾に化するの日頃及蛆と成なきの因縁

一、蠶卵を紙にとの仕方溫度の有無

一、總て蠶と化して繭と成るより蛾となるの日限

一、春蠶の外夏蠶又は再出と唱ひ卵と成て其年再度蠶に化するの因縁

附右二種の卵を製するの法

一、蠶卵紙一枚本部厚取ても蛾何個にて出來其蠶卵數幾粒有之取調

一、右紙一枚の蠶を養ふに桑何株馬に何駄備ふべきの算當及蠶室の間取蠶具入用積

一、桑樹の種類地味の善惡及培養法

一、凡蠶に障る氣候品物及蠶病の種類因縁

一、都て養蠶に用る道具の寸法繪圖并に蠶に成四度休み起より庭起後之様子繭の圖  
さなぎの貌蛆及蛾迄の處を叮嚀に真寫したる繪圖

但此分養蠶場へ最寄一通宛にてよろし

右舉る所之條件は全員概略にて各地各種の取扱ありて尙洩る件も不少なれば篤と  
實地取調書取を以可申立もの也

午二月

民 部 省

富岡町蠶絲業概況

原製糸所								名稱	繰糸機	揚返機	現業員	製產高	備考
宗岐組	光勢組	直營工場社	甘樂社	浮縫三、二〇三金	T二十條式六〇〇金	御普通五二〇四八金	四五六窓	富岡町蠶絲業概況					
三共製糸所	四〇金	一〇〇金	七八金	二〇九金	五三三金	五條揚六〇〇金	二、五五四窓						
古館製糸所	二〇窓	七六窓	五六窓	六〇窓	二〇八窓	一、二一〇二三	一、二一〇二三						
	四三	一〇五	六五	九七	三三三	九〇八	八二五四七						
	四三	一一五	六五	九七	一、二一〇二三	九〇八	一、二一〇二三						
					三五〇、〇〇〇斤	三五〇、〇〇〇斤	一二八、〇〇〇斤						
					五五、五四〇	五五、五四〇	昭和三年度調						
					一九、〇〇〇斤	一九、〇〇〇斤	昭和十年度調						
					七三三	七三三	工場數勢多二、群馬一、 多野一〇、北甘三九						
					三五、〇〇〇斤	三五、〇〇〇斤	昭和六年八月起業						
					創立昭和四年六月	創立昭和五年九月	創立明治三十五年三月						
					創立昭和四年六月	創立昭和五年九月	創立明治三十五年三月						

附記

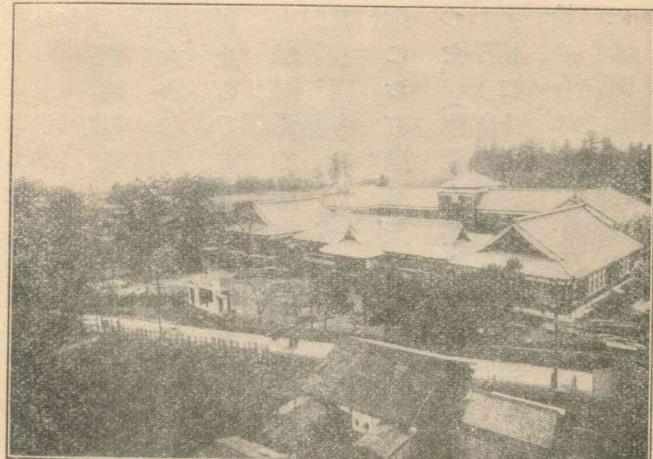
三〇

甘樂社直營工場は昭和十一年七月より大宗式二十條貳百釜普通繰六條五拾釜揚返五條貳百拾窓燃糸機貳千錘糸格A格従業員男女參百五拾人に擴張す。

名稱	創立	資本金	製糸釜	機織臺	従業員	製產高	備考
富岡製織株式會社	大正九年一月	七二、〇〇〇圓	九一	八一	女男	三三、〇〇〇圓	株式千貳百株
須藤織物	大正十三年六月	五〇、〇〇〇圓	一〇六	五四	女男	二〇〇	個入經營
					一六二	一八、〇〇〇圓	須藤宇八氏

五、甍が聳える

徳川幕府の初期宮崎舊城下の人達が七日市瀬下の中間に轉住して以來大きな弓の字形に屋並が續いた。明治初年に至り佛人ブリューナ氏を射止めて富岡町に異人館が出来た。それが當時流行せる端唄に『まはりは煉瓦で屋根瓦中の障子がギヤマンで』といふ素敵な評判であつた。その後間もなく一大副産物が天降らんとしたが土地の住民か吹き出す煤烟におぢ恐れ矢をつがはんとする者が無いので遺憾ながら逸してしまつた。(明治十年多野郡新町に出來た官營の紡績所爾來人口の密度は十數倍に上り明治大正昭和と六十年間に亘り官衙に學校に工場に續々建設せられ弓の字形も崩れんばかりに縦に横に矢羽根の如く加はる町並に素晴らしい宏壯な甍が聳え立つて來た。



萬治年間(紀元二三一八)富岡町と瀬下町を合せて富岡町と稱し、明治廿二年五月町村制の實施により七日市町曾木村を合せて富岡町と稱し現在に至る。富岡町役場は始め民家を借り、また生産會社の階下など假用して居たが、明治廿二年町村制實施に伴ひ、現在の處に移り、大正五年に至り、現廳舎を新築したのである。この庭前の大銅像は、明治維新以降終生町政に盡瘁せられたる古澤小三郎翁である。

富岡小學校は、明治六年五月の創立。

で、富岡町と七日市町の児童を募集し、龍光寺を假教場に充て、同七年四月分離して、富岡小學校、七日市小學校となり、富岡は諫訪神社裏に新設し、七日市は舊廊に置く。同八年二月富岡小學校を分離して、東小學校を宗光院に置く。明治九年四月曾木小學校創立。同十八年三月學區改正により、富岡七日市は、北甘樂第一小學校となり。曾木は福島町聯合に屬し、北甘樂第十七小學校となる。明治十九年一月教則改正により、同年四月高等科を分離して、北甘樂第一高等小學校と稱す。明治廿三年四月曾木村の小學校児童を、富岡尋常小學校に收容す。同廿四年北甘樂第一高等小學校を合し、三月に至り高等小學校を併置し、富岡尋常高等小學校と稱す。同四十四年五月男子實業補習學校を附設し、大正十三年三月學則を變更し女子部を設け、翌十四年三月女子部を獨立せしめ、富岡實踐女學校と稱す。

男子實業補習學校は、大正十五年六月より、青年訓練所に充用の認可を得、昭和十年九月より、富岡町青年學校となつた。また實踐女學校も同じ、昭和十年九月より、職業學校規定に依り、富岡高等家政女學校となつたのである。

仕立物指南所としては、水戸屋海野氏方入門者尤も多く。其の他常願原澤神宮など、腕利の諸先生があつて、女子補習學校の必要を感せざる時代もあつたが、今日にても、なほ其のお師匠さん達は健在で、よく指導されて居るので、一般に感謝されて居る。

#### 明治三十四年四月以降富岡尋常高等小學校概況

年度	種別	學級數	男		女		教育費豫算	町	長	小學校長
			兒	女	兒	女				
明治三十四年		二四					五一〇			
同四十一一年		二五					五、七〇三、六五六	佐藤源太郎		
明治三十四年		五四					五、七〇三、六五六	安藤嘉市		
同四十一一年		四五					七、八五八、五三〇	古澤小三郎		
明治三十四年		五四					九、〇九一、八七〇	古澤小三郎		
明治三十四年		五四					八、六七四、七四〇	古澤小三郎	田中美名人	
明治三十四年		五四					六九九	田中美名人		
大正十五年		三〇					九六六	田中美名人		
大正十五年		三〇					九九一	田中美名人		
大正十五年		三〇					八九七	田中美名人		
大正十五年		三〇					九五五	田中美名人		
大正十五年		三〇					九六六	田中美名人		
昭和九年		三四					三一、六三二、〇〇〇	齋藤正美	宮川靜一郎	
昭和九年		三四					三一、六三二、〇〇〇	齋藤正美	宮川靜一郎	
昭和十年		三四					一、一二五	福澤仁太郎	大塚政次	
昭和十年		三四					一、一二五	福澤仁太郎	大塚政次	
昭和十年		三四					八九七	福澤仁太郎	大塚政次	
昭和十年		三四					九五五	福澤仁太郎	大塚政次	
昭和十年		三四					九六六	福澤仁太郎	大塚政次	
昭和十年		三四					九六六	福澤仁太郎	大塚政次	

同四十五年	二八	六六五	九、〇九一、八七〇	古澤小三郎	田中美名人
大正四年	二六	七一六	八、六七四、七四〇	古澤小三郎	田中美名人
大正十年	二八	九八四	六九九	古澤小三郎	田中美名人
大正十五年	三〇	一、〇六二	五、七〇七、〇五〇	阪本治平	大塚政次
大正十五年	三〇	一、九四六	三〇、七〇七、〇五〇	阪本治平	大塚政次
昭和六年	三三	九四六	八九七	福澤仁太郎	大塚政次
昭和九年	三四	一、一二五	三二、八九四、九五〇	福澤仁太郎	大塚政次
昭和十年	三四	一、一二五	三一、四二二、〇〇〇	福澤仁太郎	大塚政次

富岡高等女學校は、始め明治四十二年四月北甘樂教育會の經營にて、女子實業講習所を開き、明治四十四年四月郡立實科高等女學校となり、明治四十五年三月新築校舍落成し、大正十年四月組織を變更して、郡立高等女學校と稱し、大正十二年四月縣移管となり、縣立富岡高等女學校となる。大正十四年四月學級を増加し、八學級となり、創立以來卒業生徒數は左の通りである。

郡立實科	郡立高女	縣立高女	合計	補習科
三四四	七九	八五六	一二五九	一五二

富岡中學校は明治六年六月、皇太后皇后兩陛下富岡製糸所に行啓せられし際、畏くも御假泊あらせられたる、七日市藩主前田侯の舊御殿である。明治三十年四月群馬縣尋當中學校甘樂分校を創設し、同三十三年四月縣立富岡中學校に昇格す。同三十六年十月生徒寄宿舍成る。昭和六年九月廿一日地震あり、校舎大破す。昭和七年五月改築工事に着手し、同年九月廿一日竣工。昭和九年十一月八日閑院宮載仁親王殿下御成遊ばさる。八年二月竣工。昭和九年十一月八日閑院宮載仁親王殿下御成遊ばさる。同十一月十七日地方行幸の際聖上陛下御立寄あらせる。昭和十年十二月庭前に聖駕駐蹕記念碑を建つ。創立以來卒業生徒數一千六百八人である。

北甘樂區裁判所は、始め富岡區裁判所と稱し、明治廿三年十一月の設置にて、現廳舎は、明治四十二年三月の新築である。大正二年四月廢止となり、高崎區裁判所富岡出張所として登記事務を取扱ひしが、大正七年三月再興して北甘樂區裁判所と改稱し、北甘樂郡二十三ヶ町村と、多野郡の内舊南甘地方三ヶ町村とを管轄する事となる。昭和六年三月三十日當所を取扱ふ旨を定め、同年四月一日より實施せらる。その後昭和八年一月管轄に屬する民事刑事の事務登記事務は除くは、高崎區裁判所に於て之を実施せられて居る。而して昭和七年十月臨時金錢債務調停法實施せられてより、事務も亦領る繁劇を極めて居る模様である。

二十日當區裁判所の事務再開始を爲す旨を定められ、同年二月一日より富岡警察署は、御藏砥屋敷址である。明治六年本城寺に遷卒の出張所を設け、明治八年富岡警察署と稱し、同九年廳舎を此の地に新築す。

瓊樓突兀瀨霜西。高掛古鐘不易躋。

一聲報處非常事。

睡裡人々夢自迷。(明治十四年九月虎峯閑人作)

明治二十年一月北甘樂警察署と改稱したりしが、後また舊稱に復せられたのである。現廳舎は明治三十四年の改築で附設の武道館は、大正十四年銀婚祝典記念事業として、當地方篤志者の寄附で、その門側に碑がある。

◎甘樂會館は舊郡役所廳舍である。明治十二年三月北甘樂郡役所が生産會社樓上に設けられ、大正十二年此の地に新廳舎を建築したので、爾來地方自治團體の殿堂として仰望せられたが、大正十五年郡制廢止により、甘樂會館と稱する様になつた。現今では主として郡農會、郡教育會等の事務所に充てられて居るが、昭和十年一月より圖書館を附設せられた。

◎蠶業取締所富岡支所の建設に就きては關係當事者多年の懸案であつ

た。從てその位置の如きも町内に四ヶ所の候補地があらはれ、最寄々々の競争も幾分あつたが、瀬下北裏字本宿が、先鞭をつけて居たので、地元七區民が所要の敷地と直通道路に對する多額の寄附を爲し、昭和五年新築したものである。

◎富岡土木出張所は、永く舊郡衙附屬建物にて事務を執り來りしが、昭和十年夏上信電車富岡驛東方一町ばかりの處に新築されたる明朗なる廳舎である。

## 六、舞臺が廻る

明治維新前までは、一般に素人芝居、盆踊などが賑ひ、明治の中頃までは、草角力、淨瑠璃の稽古など盛に行はれたが、小屋掛け時代も何時しか影をひそめ、娛樂機關も常舞臺となつて、その劇場の元祖は、中村座で、明治九年近藤氏外二名の發企であつた。尋で城町に和泉座が出来たが、四五年で幕を引いた。大正時代株式熱が盛になつて、上町に富岡座(大正七年)が出来た。つゞいて常設の活動館(大正七年)が出来て、舞臺よりも眼が廻るほど賑かになつて、今日では此の邊を富岡の銀座通と呼んで居る。

天に青雲、日の光、お國は上野、北甘樂、富岡製糸の汽笛は鳴る。糸は黄の糸、白の糸、腕なら娘の粒ぞろひ、輝く寶を積み出した。いやいや日本の名の譽富んだ、富んだ、みな富んだ。(北原白秋氏の甘樂行進歌抜萃)



富岡電氣館

俄に景氣づいた明治五六年の頃から、瀬下町に二三ヶ所、夕暮に咲く女郎花の盆栽が陳列されたかと思ふと、明治七八年の頃には、忽ち福もとを始め十戸軒をならべて、行燈に、洋燈に、明暗競ふ格子先。少しきは二鉢、多しきは七鉢、咲きそろひたる四十鉢。見飽かぬ人もあるものを、無惨に散らす世の嵐。朝露に、その頃食ひ道樂の看板は巨口細鱗數多く、大和櫻に藤のたな、秋の月夜に新せんの和洋料理といふ處の如く消え失せて、客脚西へと移り行つた。

みな御存じの筈である。

◎ 鎌川瀬にや河鹿も啼いて、涼む夜の橋懸の橋、オヤホントニネ  
町の灯影も、チヨイト水面に溶けて、ヨイシヨ／＼

月もいぶしの銀鼠。甘樂甘樂デヨウガニシヨ（甘樂民謡第三節）  
（甘樂民謡第三節）

◎ 昭和十一年二月十一日富岡郷土宣揚會發表富岡小唄（作詞中里東雲、作曲石田友太郎、振付新民謡舞踊研究會）（宮本町立花家）

一、響くサイレン富岡製絲線の日本に最初の工場、

競ふ甘樂社生絲で誇り、共に自慢のセリブレン。

二、諏訪と小舟の二つの鎮め、土地も富岡孫子はまめに、

八日八日にや春龍様へ詣ろ子育鬼子母神。

三、幼な同士の健氣な集ひ、郷に捧げるいとしい力、

伸びる富岡少年團が築く未來の新天地。

四、夜の富岡来て見やしやんせ、三味の音じめは城町あたり、

更けて明るい小粹な街に、誰を呼ぶやら灯が招く。

五、きかじ魂男は度胸、横尾鬼角の勇氣を知るや、

水戸の浪士を向へ廻し、たつて通さぬ七日市。

六、澄んで流れる瀬音も清い、鎌川沿ひお城の記念、

今も名残りのお着の大木、昔ながらの風が吹く。

行燈時代から、洋燈電燈と世は進み、昔結城氏の居城といひ傳へられた  
城町が、大正の頃から、僞はらざる不夜城と化した。例の富岡銀ぶら連に  
伍して、此の一廊の大奥まで漫歩して來て見ると、それこそ御場所（富岡製  
糸所の異名柄）とて、ひく絲こそ異なれ、あまた衣笠姫が、たをやかに、四季咲  
きの牡丹の様な風情にて、萬の寶身にまとふ源氏の君も侍べるにや、此處  
彼處に、甘樂民謡や、富岡小唄の曲が、絶えず聞えて来る。兎も角これ等微

妙なる仙境にも甲種(一四)乙種(一五)の別あることは、風教上至當の措置と申すべきである。

徳川幕府時代關所のやかましき頃、この富岡町は仲仙道の裏街道とて、東國の婆さん達が牛に率かれて善光寺詣り、春秋の彼岸をかけて幾群れとなく宿をとる。其の頃古き宿屋には瀬下町に近江屋あり、仲町に岩井屋青木の二戸あり、また上町に佐野屋、七日市に角大など、千客萬來の行燈が、かゝげてあつた。明治維新以後、汽車も通じ、電車も走る様になつて、がらりと客種が變り、商人旅籠となつて、今日では城町の美濃屋、信州屋などが全盛である。

昭和七年の春、この町野球チームの企にて、百有餘名の會員を募り、富岡グラウンド協會を組織し、字下町裏地内一町歩許の廣場に、綜合遊技場を新設した。之が現況を謳歌せる小唄がある。(その敷地が殆んど日蓮宗

### 本城寺の所有なるに因みて

◎上州富岡製糸の名所、金もあらうが、知惠者もあらう。

からだ弱けりや世渡りや出來ぬ、昔鬼子母のおとり子さんで、今じや立派な青年男女、樂くグランド、ゆかりのお庭。來ませドンく、太鼓ではしや踊る選手は、球よりはづむ。廣く大きく乗馬も駆りや、銀のつばさもゆたかにおりる。あまた題目妙法ばかり、斷えず華々しくモダンの聖地。

## 七、水の花が咲く

徳川幕府時代此の富岡に水野といふ殿様が来て間もなく前田の殿様が代られた。七日市と曾木は其御領分で大字富岡は筧竹田恒岡三氏の地行所でまことに水に縁ある人ばかり永く支配されたものである。此の土地は南に鏑川北に高田川があるので頗る水利の便がよさそうであるが断崖絶壁數仞のどん底を流るゝ鏑川は灌漑用水の堰堤など思ひもよらぬ地域である。また高田川とても水量至つて少く沿岸各村の所謂我田引水でこれ亦十分には恵まれて居ない。今より九十年前水争公事沙汰に及びし時爲取替たる規定書のぼろりに蝕まれたる下書を得たれば採録する。

### ◎爲取替規定書之事

高田川通富岡町地内字川原田にて往古より堰口相立富岡町にては三番堰と申唱君川村にては御領主一手に普請いたし田方用水并呑水にいたし來り候處去已年稀成渴水にて兩村互に作付可致場合より申爭及出入富岡町より君川村相手取公事方御勘定奉行久須美佐渡守様に奉出訴一件双方御吟味中當午六月中大雨降續高田川溝水にて右堰場之所押流字川原田田畠多分川欠石砂入等にて川瀬相變り候に付一件御吟味不被及御沙汰猶亦用水路を兩村得と可致爾談旨被仰渡有之候依之君川村より富岡町に致懸合候は川瀬相變り候に付ては當年新川に相成候所より堰口相定度旨申し候處富岡町にては右場所は當六月迄田畠作付有之地面川の川敷別保前橋場より掘浚川瀬相通小田谷越瀬より堰口相立度旨申し懸合申人立入場所致内見兩村にて勘辨合之儀致内談双方納得之上今般改る規定左に、一富岡町人夫にて川筋普請いたし田畠起返致度場所之儀故用水堰揚場等には難成往古は君川村御領主一手にて普請いたし水路當六月以前之通水通兩村田方相續差

支不成様取計可申然る處君川村より富岡町へ申談有之領主一手にて堰場最寄  
惣て普請可致候事

一、若亦渴水の節は富岡町より君川村へ及懸合双方實意に水融通致富岡町にて勝  
手水引申間敷候事

一、後年萬一出水にて猶亦堰場押流川瀬相變候節は兩村役人申合假堰口致置御領  
主御地頭御役場へ訴上ケ御見分之上本堰口相立可申事

一、年々堰普請入用石芝塊等之儀は富岡町より申談同町地内にて引取可申事  
右之通規定いたし其外懸合中双方行違償合之廉々扱人賃請相互に無申分熟談規  
定いたし候處相違無御座候爲後日連印規定書仍而如件

弘化三丙午年十一月四日

竹田中務卿知行所富岡町名主武八年寄登之助組頭沖藏

寛辰三郎知行所同所名主理兵衛組頭音三郎同周助

恒岡勘藏知行所同所名主三左衛門同與右衛門組頭久左衛門同勇右衛門

前田丹後守領分君川村名主源右衛門組頭兼吉同榮吉

右扱人小幡村名主(以下蝕害汚損ニテ不明)

明治三年春二月時の大藏少輔伊藤博文租稅頭濫澤榮一の二氏が、元徳  
川幕府の顧問佛人「ヂブスケ」氏と佛商「ガイセナイモル」氏との推薦による  
「ブリューナ」氏を傭聴することに決し假契約をなしたる、その見込書第二項  
に建白人國の内部を旅行し繰車を取建るに何れの地位最便なる哉を探  
索するといふ條件がある。それで地相決定には第一製糸用に適する水  
質第二優良繭の產出第三山紫水明の地といふのであつて、この富岡町が  
三條件に恰當の地と見込がついたのである。さてその水質は鏑川か、高  
田川かといふに否々、前田侯の御用水則ち鏑高田兩川の中間にある丹生  
川の流れであつた。この清き軟かき水の花が外國人の手によつて咲いたのである。  
然るにまた昭和の聖代に至り、官民の協力により咲いた咲いた



富岡町役場

いた富岡町民多年の宿望再び咲いた  
水の花。(縣營甘樂用水)十年一昔とい  
へば彼これ二た昔となる、大正七年の  
秋よりまたぞろ水に縁ある氏名の持  
主大井田啓次郎氏が、陣頭に立ち、多數  
有志と共に、その筋へ用水開通の陳情  
を重ねたが、なかく成果を得るの見  
込がなかつたので、更に本郡出身の縣  
會議員諸氏を煩はし町當局は申すに  
及ばず、多數有志は殆んど寢食を忘れ、  
縣に主務省にあらゆる方面に猛運動  
を續けたのである。昭和八年十二月

二十日前橋市に開催の群馬縣耕地事業者大會には關係地域有志百有餘  
名白櫻隊を組織し、同大會に参加し、同會の決議を以て直に實行委員を設  
け、縣及主務省へ陳情歎願したのである。翌九年春關係町村長連署にて、  
縣營工事の實施を出願し、同年の通常縣會に於て、本事業に關し縣參事會  
に附托の決議を得、縣は小坂村大字下小坂字森澤地内西牧川支流森澤に  
貯水池を新設し、用水の計畫を樹て、同十年七月十日縣參事會に附議し、縣  
營工事施行を決議せられた。

そこで之が受益地たる富岡黒岩一ノ宮、吉田、福島、新屋、吉井を一丸とする、  
甘樂用水耕地整理組合を設立すべく、創立委員會を設け、同組合設立事務  
に努め同年十一月廿七日甘樂用水耕地整理組合設立の申請を爲し、同年  
十二月二日認可となつた。この組合事業即甘樂用水の事業は、小坂村大  
字下小坂字森澤地内に、縣營事業費金四拾萬圓の内組合負擔金拾萬七千

五百圓、その他金貳拾九萬二千五百圓は國庫補助及縣費を仰ぎ、甘樂用水耕地整理組合は組合直接事業費概算金拾壹萬並に縣營負擔金九萬七千五百圓にて、昭和十二年度に於て竣工完成の豫定で營々進行中である。

(同組合書記入江誠一郎所報に基づきて)

將來之が竣工の曉は、北甘樂多野兩郡に亘り、延長五里の四町三ヶ村に於ける水田五百二十八町歩の灌漑用水として充分であるばかりで無く、大富岡建設の前驅として祝福すべきである。

○谷間流るゝ鎬川雨に溢るゝ貯水池も、下つ流れの浮草は、干つく河原の逆夢を、湍音騒ぐ秋風に、桐の一と葉は肩籠に押しこめられて小半歳、梅も綻び雪も融け、飛んだ沫に塗れたる蓑笠はらも拭はれて、水利平等のみとめられ甘樂用水萬歳よ、耕地整理も萬歳よ、上州富岡萬々歳。

× × × × ×

嘉永五子年四月

人別宗門五人組改帳

上州甘樂樂富岡瀬下町

名主 吉五郎

壹人 庄次郎

栖雲寺印

拾八歳 次男 幸三郎  
拾歲 四男 喜三郎  
合五人

代印字 八

同宗 六拾八歲 定右衛門

七拾貳歲 兄 彦兵衛

齊家宗 四拾七歲

代印組合

しゆん

栖雲寺印

右之者拙寺旦那ニ紛無闇座候

合五人

齊家宗 友吉後家

四拾四歲

はる

貳拾六歲 女子なを

孝吉

貳拾壹歲 男子

彦兵衛

同人儀ハ彦兵衛方ニ罷在候

貳拾八歲 三男 熊太郎

貳拾五歲 四男 龜三郎

合九人 拾六歳 孫女子たま

(文略)

栖雲寺印

齊家宗 寅改 改名基兵衛

四拾貳歳

宇

八印

六拾壹歳

母

むめ

三拾八歳

女房

なか

廿一歳

男子

文太郎

十四歳

次男

茂十郎

八歳

三男

龜吉

合六人

(文略)

栖雲寺印

同宗 專助跡

世話五人組

代印

八印

貳人寅改壹人

(文略)

同寺印

同宗 専助跡

世話五人組

代印

八印

三十歳 女子

(文略)

同寺印

同宗 宇七後家

六十七歳

とは印

嘉永六丑年七月死去

(文略)

同寺印

同宗 権之亟悴

十五歳

貞次郎印

四拾八歳

母

やを

二十四歳

姉

たか

合三人

(文略)

同寺印

同宗 幸七跡相續人

寅改

四十一歳

(文略)

同寺印

三十六歳 女房

吉印

たか

合三人

(文略)

同寺印

同宗 寅改 五十四歳

岩吉印

三十一歳 男子

(文略)

同寺印

三十六歳 女房

吉印

たか

合四人

(文略)

同寺印

同宗 寅改 三十八歳

嘉藏印

三十四歳 女房

さと

十五歳 男子

由藏

きそ

合四人

(文略)

同寺印

同宗 寅改 五十七歳

半兵衛印

五十四歳 女房

ゑひ

三十八歳

聾養子龍吉

三十五歳 女子

のゑ

十四歳 孫女子なつ

ふ

七

歳

同

ふ

ゆ

## 五六

當寅 四歳孫男子 金太郎 女子 むめ

合七人

寅改八人

(文略)

栖雲寺印

同宗 七十七歳 五三郎

丑年二月死去

寅改 四十五歳 男子 八百吉

貳拾八歳 嫁 改名 五三郎

四歳 孫男子 太吉

當寅三歳 次男子峯五郎

合四人 同寺印

齊家宗 七拾壹歳 直次郎

嘉永六丑年三月死去

四拾五歳 女子 むめ  
三十九歳 次男 代五郎  
三十四歳 嫁 とく  
嘉永六丑年八月死去  
合四人

(文略)

栖雲寺印

同宗 又八跡

(文略)

栖雲寺印

同宗 又八跡

(文略)

栖雲寺印

代印仲 藏印

同宗 勝五郎後家

代印仲 藏印

同宗 四拾貳歳 普治郎

同宗 四拾貳歳 普治郎

同宗 四拾貳歳 普治郎

(附筆) みち前田丹後守様御領分七  
日市村百姓忠右衛門妻ニ遣ス嘉永

六丑三月人別相除

拾七歳 次男 佐次郎

拾五歳 三女 いま

合五人 代印 善兵衛印

(文略)

同寺印

齊家宗 七拾六歳 善兵衛印

三十六歳 男 佐吉

三十六歳 嫁 やす

三十二歳 次男 佐五郎

十一歳 孫女子とら

七歳 同せつ

丑年正月十四日死去

代印仲 藏印

同宗 又八跡

同宗 又八跡

同宗 武吉跡

世話組合

齊家宗 貳拾六歲 佐治郎印

下男貳人  
下女壹人

(文略)

代印 宇之吉印 同寺印

合拾人

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

齊家宗 三拾九歲 直右衛門印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

七拾一歲 母 玄津

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

合貳人

同宗 六拾一歲 辨次郎印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

(文略)

同宗 六拾一歲 辨次郎印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

同宗 六拾一歲 辨次郎印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

同宗 六拾一歲 辨次郎印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

同宗 六拾一歲 辨次郎印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

同宗 六拾一歲 辨次郎印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

同宗 六拾一歲 辨次郎印

當寅 貳拾七歲 女房みか

齊家宗 四拾三歲 茂八印

下男貳人  
下女壹人

齊家宗 四拾九歲 茂平治印

右之者中仙道松井田宿借家渡世仕候

親類代印

天台宗 三拾九歲 周平印

同宗 幸藏跡

天台宗 三拾九歲 周平印

七拾四歲 母 ふち

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

廿五歲 鞍養子伊三郎

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

廿五歲 女子 ふさ

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

合八人

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

(文略)

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 四拾八歲 和三郎印

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

壹人

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

(文略)

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 四拾八歲 和三郎印

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

嘉永六年死去

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

合貳人

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

(文略)

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

齊家宗 五拾四歲 伊惣治

天台宗 三拾九歲 周平印

天台宗 三拾九歲 周平印

五拾歳弟伊之助

同宗吉重郎跡  
三十三歳淺吉

廿四歳男子國太郎  
十五歳次男彌三郎

(文略) 宗光院印

天台宗

安右衛門相續人

當寅十七歲清次郎

同宗三四歲仲藏

五十七歲母とよ

廿貳歲女房きん

天台宗宗光院印

壹人

拾九歲姉この

下男壹人

天台宗

利三郎跡

世話五人組

代印磬八印

宗光院印

(文略)

天台宗忠兵衛後家

合九人

十九歳甥吉松

八拾貳歲もと

嘉永五子年死去

廿七歳孫女子りよ

代印淺吉

(文略)

天台宗宗光院印

天台宗幸治郎

代印半兵衛

(文略)

光練寺印

天台宗奥治郎

代印半兵衛

(文略)

天台宗榮吉

代印半兵衛

(文略)

天台宗彦五郎

天台宗四拾六歲宇之吉印

(文略) 満願寺印

同宗平内相續人廿六歲德五郎印

(文略) 日蓮宗壹代三郎跡

世話組合代印代七印

天台宗鶴藏跡世話組合

(文略) 宗光院印

同三歲次女あさ

當寅十一歲女子かつ

廿三歲姪とよ

廿五歲男子十吉

廿七歲姪くに

廿九歲甥平助

三十歲弟伊之助

四拾三歲弟嫁はる

四十五歲男子國太郎

四十七歲次男彌三郎

四十九歲姪吉松

五十歲次男彌三郎

五拾歲弟伊之助

右先年常國高崎宿ニ借家渡世

合貳人

親類代印

友 吉印

(文略)

滿願寺印

日蓮宗 四拾八歳

由 藏

三十三歳

聾 善次郎

廿七歳

女子 しげ

組合代印

定右衛門印

合三人

本城寺印

(文略)

天台宗 彥兵衛跡

世説五人組

代印 又 三 郎印

合六人

海源寺印

(文略)

洞家宗 四拾七歳

牛兵衛印

八十歳

母 やす

嘉永六丑年五月死去

六十六歳

伯父 七 藏

洞家宗 四拾九歳

女房 いね

同月加入

聾養子瀧五郎

恒岡様御知行分上町勇次郎伴

合四人

(文略)

海源寺印

洞家宗 七拾九歳

喜 三 郎印

四十八歳

男子 金十郎

合貳人

海源寺印

(文略)

海源寺印

洞家宗 五拾八歳

清 吉印

五十七歳

女房 と は

八拾六歳

母 そ よ

廿三歳

聾養子文 八

(文略)

海源寺印

子年死去六 歲 孫男子織 藏

(文略)

光練寺印

三十四歳 聾養子傳右衛門  
廿八歳 女子 ゑい

十貳歳 男子 十女藏

十七歳 女子 かよ

嘉永七寅三月富五郎妻縁組

十 歲 孫女子うた

六 歲 孫男子助五郎

下男 一 人

下男 一 人

嘉永七寅年縁組破談返り加入

合拾壹人 寅改九人

(文略)

海源寺印

洞家宗 庄五郎伴

三十貳歳 鶴 松印

五十六歳 母 ひで

同 宗 五拾歳 榮 七印

四十七歳 女房 ま す

十五歳 男子 太重郎

當寅 四 歳 次女 しげ

合三人 寅改四人

(文略)

海源寺印

同 宗 嘉 兵 衛印

清左衛門印

右兩人水車同居仕候

(文略)

海源寺印

淨土宗 五十三歳 音 三 郎

三十五歳 男子 佐十郎

子年死去六 歲 孫男子織 藏

合三人

(文略)

龍光寺印

五十九歲母きわ三十歲女房さつ

同宗子年死去九拾一歲磐八印

天台宗半治郎跡寅改合三人

同宗五十九歲幸右衛門印

同宗三十九歲男子熊次郎

同宗三十一歲女子もよ

合貳人

合貳人代印茂平次印

(文略)

龍光寺印

(文略)

(文略)

光明院印

光明院印

天台宗五十六歲平藏印

天台宗重治郎跡

天台宗代印仙右衛門印

天台宗五十七歲女房この

天台宗親類代印幸右衛門印

天台宗代印幸右衛門印

天台宗三十九歲嫁いく

天台宗親類代印幸右衛門印

天台宗代印幸右衛門印

天台宗十四歲同次男文八寅改合五人

天台宗四十三歲伊佐吉

天台宗代印幸右衛門印

天台宗三十一歲峯五郎印

天台宗四十七歲女房みつ

天台宗代印幸右衛門印

天台宗五拾二歲仙右衛門印

天台宗十貳歲女子とう

天台宗八歲同せい

天台宗親類代印幸右衛門印

天台宗三十七歲養子榮吉

天台宗三十三歲女房こう

天台宗九歲女子つた

天台宗五歲男子連吉

天台宗齊家宗豐吉印

天台宗(文略)光明院印

天台宗(文略)光明院印

天台宗同宗四十三歲國松印

天台宗五十九歲母きな

天台宗三十三歲女房こう

天台宗九歲女子つた

天台宗五歲男子連吉

天台宗齊家宗良助印

天台宗三十九歲女房つね

天台宗三十四歲女房つる

天台宗三十六歲女房よし

天台宗十貳歲女子とも

天台宗三十六歲女房よし

天台宗寅改九歲三女とも

天台宗三十六歲女房よし

天台宗合七人四歲四男三之助

天台宗三十六歲女房よし

嘉永寅年四月高尾村百姓房藏方江離  
縁差戻申候ニ付除々

合貳人代印茂平次印

(文略)

光明院印

兩人共當國藤岡町ニ借家渡世仕候

親類代印 七太郎出府ニ付

代印 半兵衛印

當寅 拾八歳 養女 玄き

高崎宿本町百姓八右衛門孫

合貳人 寅改三人

(文略) 傳宗寺印

傳宗寺印

同宗政平娘

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

齊家宗 久次郎後家

六十一歳 つね印

三十八歳 養子 熊吉

寅改 合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

齊家宗 久次郎後家

六十一歳 つね印

三十八歳 養子 熊吉

寅改 合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

齊家宗 久次郎後家

六十一歳 つね印

三十八歳 養子 熊吉

寅改 合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

五拾二歳 母 もよ

貳拾歳 弟 常吉

三十歳 女房 ちよ

九歳 女子 やすい

當寅 六歳 次女 さい

出府ニ付代印 半兵衛印

同宗儀右衛門相續人

三十七歳 いま印

壹人 (文略) 傳宗寺印

壹人 (文略) 傳宗寺印

齊家宗 久次郎後家

六十一歳 つね印

三十八歳 養子 熊吉

寅改 合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

齊家宗 久次郎後家

六十一歳 つね印

三十八歳 養子 熊吉

寅改 合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

齊家宗 久次郎後家

六十一歳 つね印

三十八歳 養子 熊吉

寅改 合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

齊家宗 久次郎後家

六十一歳 つね印

三十八歳 養子 熊吉

寅改 合貳人 (文略) 傳宗寺印

同宗儀右衛門相續人

十八歳 もり

十五歳 妹 さだ

齊家宗 三十四歳 七太郎

七十六歳 祖母 くめ

淨土宗 龍光寺末屬

觀音堂當時無住

家數 合六十七軒

本百姓 貳百八拾貳人

内 男 百五十人

内 女 百三十二人

借家人 合九人

内 男 四人

内 女 五人

惣合 貳百九拾壹人

## ◎五人組合

(寛辰三郎様御内名畠巳之七殿宛)

半兵衛印

定右衛門印

半兵衛印

つね印

直次郎印

次郎三郎

周藏印

半兵衛印

五三郎印

三五郎印

幸藏跡代印

吉重郎伴

喜三郎印

彦丘衛門跡代印

幸次郎印

利三郎跡代印磐入印

茂平治印

喜三郎印

彦丘衛門跡相續人

代印 半兵衛印

由藏跡代印磐入印

浅吉印

喜三郎印

喜三郎跡代印宇

庄次郎印

岩吉印

良助

喜三郎印

喜三郎跡代印

清吉印

榮藏印

文吉印

喜三郎印

喜三郎跡代印

しゆん代印

若吉跡

幸七養子

喜三郎印

喜三郎跡代印

庄次郎印

長次郎跡

良助

喜三郎印

喜三郎跡代印

勇次郎跡代印

文藏跡

政平娘もり印

喜三郎印

喜三郎跡代印

鶴吉印

代印喜右衛門印

二付

喜三郎印

喜三郎跡代印

磐八印

七太郎印

辨次郎印

辨次郎印

辨次郎印

磐八印

七太郎印

宇七印

權右衛門跡代印

すみ跡代印

宇之吉印

代七印

辨次郎印

合拾九組

七〇

善兵衛印

美き

仙右衛門印

組頭忠次郎印

仲藏印

龍古代印代七印

茂藏印

同茂八印

善次郎印

みき代印善兵衛印

伊佐吉代印

同周平印

新五郎印

金五郎印

半次郎跡代印

同三郎治印

又八跡

平藏印

茂平治印

同吉五郎印

仲藏印

金五郎印

仙右衛門印

同理兵衛印

直右衛門印

國松印

和三郎印

同三郎治印

奥次郎印

峯五郎印

茂平治印

同吉五郎印

忠兵衛後家

重次郎代印

仙右衛門印

同理兵衛印

もと代印

吉浅

和三郎印

同吉五郎印

寅吉跡代印

幸右衛門印

嘉兵衛印

同理兵衛印

直右衛門印

元吉印

清左衛門印

同吉五郎印

武右衛門印

京藏代印

長右衛門跡

同吉五郎印

幸右衛門印

その跡

和三郎印

同吉五郎印

差上申人別之事

御朱印貳拾石

聖護院宮御末

小舟大明神領

本山修驗天台宗

別當福壽坊

嘉永五子年四月

前書之通宗門人別相改候處相違無御

座候以上

母美津

六拾壹歲

組頭忠次郎

女房

下男貳人

同茂八

下女壹人

同三郎治

役僧養命寺

同吉五郎

六十二歲

同理兵衛

右之通相違無御座候

嘉永五子年四月

福壽坊

寃辰三郎様

寃辰三郎様御内名畑巳之七殿

名畑巳之七殿

編纂關係者

伊澤幾太郎氏



土屋秀之助氏



小竹茂氏



矢島湍齋

著者



諱訪忠太郎氏



跋

稿成り俄然病重し、絶対安靜二旬。(主治醫、醫學博士金子慎吾、看護婦三浦ちよい)校正の執筆を禁ぜられ、已む無く、公務繁劇なる林和莊主人代つて一應の通覽を爲したる而已なれば、誤字衍脱假名違等の見落しも少からざるべければ、後日再版の節、充分之が補正を期すべく、茲に病後ながら、汗も駄句、駄句の耄を告白して、讀者の笑覽に供す。

閻廳青鬼突如來トシテリ 戒嚴場裡赤面回。  
老病固是非死病ラズニ 盡シテ喰喜米骨化灰ヤンニ

(昭和十一、四、二十四、古稀老滿齋)

通  
同  
左  
蘇  
新  
七  
日

富岡町星鋪城

安藤新宅

